

## 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

### (目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

### (組織及び構成)

第3条 庁内連携会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 庁内連携会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 庁内連携会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 庁内連携会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。なお、各区役所においては幹事2名のうち、単年度ごとに1名を代表幹事とすることができる。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 庁内連携会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱（平成19年10月31日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (庁内連携会議)

1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	経済労働局	経済労働局長
5	環境局	環境局長
6	こども未来局	こども未来局長
7	まちづくり局	まちづくり局長
8	建設緑政局	建設緑政局長
9	港湾局	港湾局長
10	臨海部国際戦略本部	臨海部国際戦略室本部長
11	危機管理本部	危機管理監
12	会計室	会計管理者
13	川崎区役所	川崎区長
14	幸区役所	幸区長
15	中原区役所	中原区長
16	高津区役所	高津区長
17	宮前区役所	宮前区長
18	多摩区役所	多摩区長
19	麻生区役所	麻生区長
20	上下水道局	上下水道事業管理者
21	交通局	交通局長
22	病院局	病院局長
23	消防局	消防局長
24	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局長
25	教育委員会事務局	教育次長
26	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
27	監査事務局	監査事務局長
28	人事委員会事務局	人事委員会事務局長
29	議会局	議会局長
30	健康福祉局	健康福祉局長

別表 2 (幹事会)

1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	経済労働局	産業政策部庶務課長
6	環境局	総務部庶務課長
7	こども未来局	総務部企画課長
8	まちづくり局	総務部庶務課長
9	建設緑政局	総務部企画課長
10	港湾局	港湾振興部庶務課長
11	臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部担当課長
12	危機管理本部	危機管理部企画担当課長
13	会計室	審査課長
14	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長
15	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
16	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長
17	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
18	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長
19	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
20	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長
21	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
22	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長
23	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
24	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長

25	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
26	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
27	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
28	上下水道局	総務部庶務課長
29	交通局	企画管理部庶務課長
30	病院局	経営企画室経営企画担当課長
31	消防局	警防部救急課長
32	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局担当課長
33	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
34	選挙管理委員会事務局	選挙部選挙課長
35	監査事務局	監査事務局行政監査課長
36	人事委員会事務局	人事委員会事務局調査課長
37	議会局	総務部庶務課長
38	健康福祉局	総務部企画課長